

広島県監査委員訓令第一号

本 序

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和八年三月三十日

広島県代表監査委員 三 田 利江子  
広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年広島県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前               |
|--|-------------------|
| <p>第三十九条の三（略）</p> <p>（公印台帳）</p> <p>第三十九条の四 合同総務課長は、別記様式第二号による公印台帳を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>一 公印名</p> <p>二 使用開始年月日</p> <p>三 印影</p> <p>四 その他公印の状況を把握するために必要な事項</p> <p>（公印の新調及び改刻）</p> <p>第三十九条の五 事務局長は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、あらかじめ代表監査委員の承認を受けなければならない。</p> <p>2  前項の規定により承認を受けた事務局長は、当該公印を使用する前に、合同総務課長に当該公印の登録を命じなければならない。</p> <p>（公印の廃止）</p> <p>第三十九条の六 事務局長は、公印を廃止するときは、あらかじめ代表監査委員の承認を受け、合同総務課長に当該公印の登録の抹消を命じなければならない。</p> <p>2  公印登録の抹消を命じられた合同総務課長は、公印台帳に当該公印の登録の抹消を記載しなければならない。</p> | <p>第三十九条の三（略）</p> |

別記様式を別記様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第2号 (第39条関係)

(表)

|                  |        |    |    |
|------------------|--------|----|----|
| 新調               |        |    | 印影 |
| 公印名              |        |    |    |
| 用途               |        |    |    |
| 寸法               | ミリメートル | 印材 |    |
| 使用開始年月日<br>年 月 日 |        |    |    |
| 備考               |        |    |    |
| 改刻               |        |    | 印影 |
| 公印名              |        |    |    |
| 用途               |        |    |    |
| 寸法               | ミリメートル | 印材 |    |
| 使用開始年月日<br>年 月 日 |        |    |    |
| 備考               |        |    |    |
| 改刻               |        |    | 印影 |
| 公印名              |        |    |    |
| 用途               |        |    |    |
| 寸法               | ミリメートル | 印材 |    |
| 使用開始年月日<br>年 月 日 |        |    |    |
| 備考               |        |    |    |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(裏)

|         |        |       |    |
|---------|--------|-------|----|
| 改刻      |        | 公印名   | 印影 |
| 用途      |        |       |    |
| 寸法      | 印材     |       |    |
| 方       | ミリメートル |       |    |
| 使用開始年月日 | 年 月 日  |       |    |
| 備考      |        |       |    |
| 改刻      |        | 公印名   | 印影 |
| 用途      |        |       |    |
| 寸法      | 印材     |       |    |
| 方       | ミリメートル |       |    |
| 使用開始年月日 | 年 月 日  |       |    |
| 備考      |        |       |    |
| 改刻      |        | 公印名   | 印影 |
| 用途      |        |       |    |
| 寸法      | 印材     |       |    |
| 方       | ミリメートル |       |    |
| 使用開始年月日 | 年 月 日  |       |    |
| 備考      |        |       |    |
| 廃棄      |        | 年 月 日 |    |

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。